

6年間保存

PTA規約集

令和6年（2024年）改定

宝塚市立売布小学校PTA

目 次

売布小学校PTAについて	2
宝塚市立売布小学校PTA規約	3
PTA役員選考規定	7
個人情報取扱規定	12
PTA慶弔内規	14
保護者カード規定	14

売布小学校PTAについて

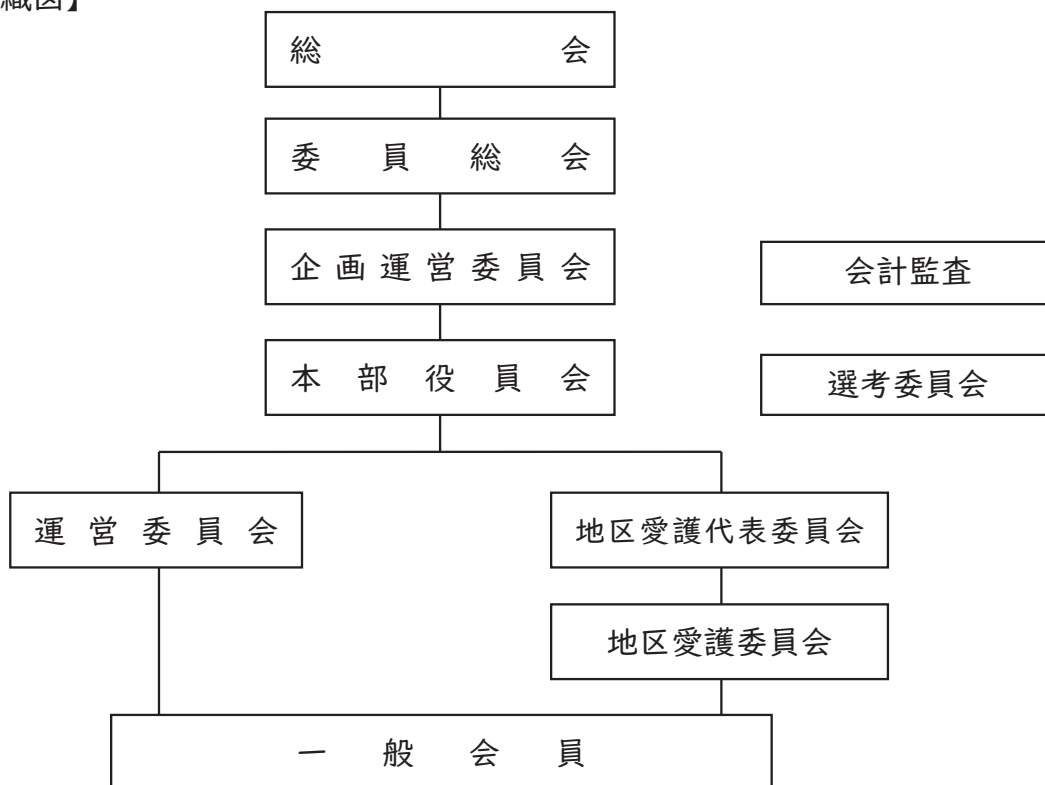
PTAとは？

保護者と教職員と一緒に学び交流しながら、売布小学校に通うすべての子どもたちのためにボランティアとして（自主的に）できることを考え、活動する社会教育団体です。

保護者同士、保護者と教職員とが信頼関係を作り、子どもたちが安心・安全に学校に通うことができるよう活動しています。



【PTA組織図】



宝塚市立売布小学校PTA規約

第1章 名 称 及 び 事 務 所

- 第1条 この会は、宝塚市立売布小学校PTAと名付け、事務所を同校内に置く。
宝塚市売布が丘 1 番 20 号

第2章 目 的 及 び 活 動

- 第2条 この会は、下記の諸項を目的とする。
- (1) 保護者と教職員が協力し、家庭、学校及び社会における児童のゆたかな成長を図る。
 - (2) 児童教育について、保護者と教職員が協力し、教育環境の整備を図る。
 - (3) 学校及び家庭における教育の理解を深めるために、保護者に対して成人教育を盛んにし、宝塚市立売布小学校区における社会教育の振興を助ける。
 - (4) 児童が被害者または加害者になりうる事故の防止について安全施策を推進するよう努力する。

第3章 方 針

- 第3条 この会は、教育を本質とする民主的団体として次の方針に従って活動する。
- (1) 児童の教育ならびに福祉の為に活動する他の団体及び機関と協力する。
 - (2) 特定の政党や宗教に偏ることなく、また専ら営利を目的とするような行為は行わない。
 - (3) この会、またはこの会の役員の名で公私の選挙の候補者を推薦しない。
 - (4) 学校の人事やその他の管理については干渉しない。
 - (5) この会は、自主独立のものであって、他のいかなる団体の支配統御や干渉を受けてはならない。
 - (6) 法令を遵守するとともに、会員の主体性、自主性を尊重した運営を行う。
 - (7) 本会の活動において、すべての児童は平等に扱われ、児童およびその保護者の属性によるあらゆる形態の差別をしてはならない。

第4章 会 員

- 第4条 この会の会員となることのできる者は、次の通りである。
- (1) 売布小学校に在籍する児童の父母、またはこれに代わる者。
 - (2) 売布小学校の校長及び教職員。

- 第5条 この会への入退会方法は、次の通りである。
- (1) この会への入会を希望するものは、所定の入会届を提出しなければならない。
 - (2) この会からの退会を希望するものは、所定の退会申込書を提出しなければならない。

第5章 会 計

- 第6条 この会の経費は、児童活動補助費及びその他の収入をもって当てる。
- 第7条 この会の経理は、総会において議決された予算に基づいて行なわれ、第 2 章以外に使用してはならない。
- 第8条 この会の決算は、会計監査を経て総会に報告し、承認を得なければならない。
- 第9条 この会の会計年度は、4 月始業式に始まり翌年の 4 月始業式前日に終わる。
- 第10条 この会の会員は、児童活動補助費を納めなければならない。

第6章 役員

第11条 この会の役員を次の通りとする。

- | | | |
|-----|--------|-----|
| (1) | 会長 | 1名 |
| (2) | 副会長 | 4名 |
| (3) | 会計 | 1名 |
| (4) | 書記 | 2名 |
| (5) | 総務 | 1名 |
| (6) | 運営委員 | 若干名 |
| (7) | 地区愛護委員 | 若干名 |

第12条 役員の任期は1年とする。但し、再選は妨げない。

第13条 役員の選出は役員選出規定に準ずる。

第14条 役員の任務は次の通りとする。

- (1) 会長はこの会を代表し、会務を統括する。
- (2) 会長は、総会（委員総会、委員会、企画運営委員会、本部役員会）を招集し、会議を統括する。
- (3) 会長は、全ての集会に出席して意見を述べることができる。
- (4) 会長は、全ての会議を顧問に通知しなければならない。
- (5) 副会長は会長を補佐し、会長事故ある時はその職務を代行する。
- (6) 会計は、この会の会計事務を処理する。
- (7) 書記は、この会の記録事務を行う。
- (8) 総務は、この会の庶務に当たる。
- (9) 部長は、その部を代表し、会長に報告した上、部会を招集して会議を統括し、その活動の運営に当たる。
- (10) 副部長は部長を補佐し、部長事故ある時はその職務を代行する。
- (11) 運営委員は、会長に報告した上、委員会を招集して会議を統括し、その活動の運営に当たる。
- (12) 地区愛護委員代表はその地区の代表として、会長に報告した上委員会を招集して会議を統括し、その活動の運営に当たる。

第7章 顧問

第15条 この会に顧問を置くことができる。（校長は自動的に顧問となる。）

第16条 顧問は会長が推薦し、企画運営委員会の承認を得なければならない。

第17条 顧問は会議に出席し、意見を述べることができる。

第8章 会計監査委員

第18条 この会の経理を監査する為に会計監査委員2名を置く。

第19条 会計監査委員は、総会において会員中より選出する。

第20条 会計監査委員は、必要に応じ会計監査を行うことができる。

第21条 会計監査委員は原則、独立を有する個人や組織とし、PTA本部会・各委員会には属さない。

第22条 会計監査委員の任期は1年とする。但し、再選を妨げない。

第9章 選 考 委 員

- 第25条 会長、副会長、会計、書記の候補者を選出するために選考委員を置き、選考委員会を組織する。
- 第26条 選考委員はPTA役員選考規定に基づいて選出される。
- 第27条 選考委員はPTA会員の中から選出されるが、中立性・公平性を保つためPTA本部会・各委員会には属さない。

第10章 会 議 と 運 営

第28条 この会の会議は次の通りとする。

- (1) 総会
- (2) 委員総会
- (3) 企画運営委員会
- (4) 本部役員会
- (5) 運営委員会
- (6) 地区愛護代表委員会
- (7) 地区愛護委員会

第29条 総会は全会員によって構成され、この会の最高議決機関である。

第30条 総会は、定期総会及び臨時総会とする。定期総会は4～5月に開催する。但し、やむを得ない場合は変更することができる。臨時総会は、会長が必要と認めた時または会員の5分の1以上の要求があった時に開催する。

第31条 総会は、会員の3分の1以上出席しなければ、その会を開き議決することはできない。但し、委任状は出席とみなすことができる。非常事態等、会員が一同に参集できない場合は、書面による審議の上、書面またはメール・ウェブサイト等のインターネットを利用した議決権行使方法にて決議する。但し、この場合会員は、企画運営委員会で定める方法により、議案に関する質問をすることができる。

第32条 総会の議事は、出席者の過半数で決める。

第33条 総会の内容は、おおむね次の通りとする。

- (1) 新会員に関する報告
- (2) 年度決算及び事業報告の承認
- (3) 役員の選出
- (4) 年度計画及び予算の審議
- (5) その他

第34条 委員総会の議事は、出席者の過半数で決める。

第35条 企画運営委員会は、会長・副会長・会計・書記・総務・運営委員・地区愛護部代表をもって構成し、この会の事業の企画と運営に当たる。

第36条 本部役員会は、会長・副会長・会計・書記及び総務をもって構成し、この会の事業の企画と運営に当たる。

第37条 運営委員会の内容は、おおむね次の通りとする。

- (1) 教育の発展と正常化を推進し、地域の教育環境を充実する為の学級PTA活動を補佐する。
- (2) 会員相互の教養を高め、親睦を深める為の活動を補佐する。
- (3) 学習会・講演会などを通じ、人権問題について真剣に学び考える為の活動を補佐する。
- (4) 地域の方と、保護者・児童との交流を深める活動。

第38条 地区愛護委員会の内容は、おおむね次の通りとする。

- (1) 通学指導及び交通事故等の防止のためにその施策を図る。
- (2) 会員相互の教養を高め、親睦を深める為の活動をする。

《 付 則 》

第1条 この規約は、総会において出席者の3分の2以上の賛成により改正することができる。

第2条 規約の運営規則は、委員総会または企画運営委員会において定める。

第3条 規約に明記のない事項は、委員総会または企画運営委員会の決定による。

第4条 慶弔内規及び細則は、委員総会または企画運営委員会において別に定める。

第5条 預金口座、郵便貯金の住所は学校におく。

第6条 本会の活動を推進するために必要とされる個人情報の取得や利用、管理については「個人情報取扱方法」に定め、適正に運用するものとする。

第7条 本規約は、令和3(2021)年3月17日から適用する。

《 細 則 》

第1条 企画運営委員会は事業及び予算等の運営に当たる。

第2条 総会以外の会合は、2分の1以上の出席がなければ成立しない。

第3条 児童活動補助費は、原則として一括前納制とし、返金を行わない。また毎月15日を基準日とし、月割り計算とする。

第4条 地区愛護委員会・運営委員会の事業計画は、全て企画運営委員会の承認を得なければならない。

改正履歴

S.43(1968). 4. 1 制定

S.43(1968). 3. 4 改正

S.50(1975). 5. 2 改正

S.53(1978). 1.31 改正

H. 3(1991). 2. 4 改正

H. 6(1994). 2. 6 改正

H.12(2000). 2.14 改正

H.16(2004). 3. 4 改正

H.18(2006). 3. 6 改正

H.21(2009). 7. 3 改正

H.22(2010). 2.18 改正

H.23(2011). 9.27 改正

H.26(2014). 2.28 改正

H.29(2017). 5.12 改正

H.31(2019). 2.10 改正

R. 2(2020). 2. 7 改正

R. 3(2021). 3.17 改正

PTA役員選考規定

第1章 総 則

第1条 この規定は、宝塚市立売布小学校PTA規約に基づく役員の選考について規定する。
役員、委員の兼任はできないものとする。

第2章 本 部 役 員 及 び 会 計 監 査 委 員

第2条 本部役員の候補者は選考委員会において選出する。選考委員の選出方法は本規定、
本部役員の選出方法については補足に従うものとする。

第3条 総務は学校会員の中、教頭先生に委嘱する。

第4条 会計監査委員の2名のうち、1名は学校会員より、もう1名は前年度本部役員より
選出する。

第3章 運 営 委 員

第5条 運営委員の選出は次の通りとする。

(1) 運営委員として12名～18名をめぐりに選出する。選出方法は別途補足として定める。

第4章 選 考 委 員

第6条 選考委員の選出は次の通りとする。

(1) 選考委員6名を選出する。選出方法は別途補足として定める。

(2) 選考委員の互選により、委員長1名、副委員長1名を選出する。

(3) 選考委員は、PTA活動の円滑な運営を担う人材を選出するという自覚を持って、その任
務を遂行する。

(4) 選考委員会の議事は、出席者の過半数で決める。

(5) 選考委員は総会において本部役員の選考経過を報告し、その承認をうけるまでを任務
とする。但し、任期は当年度末までとする。

第5章 地 区 愛 護 委 員

第7条 地区愛護委員の選出は次の通りとする。

(1) 原則、1家庭1回以上は、地区愛護委員をする。

(2) 地区において実情に応じ、各班または数班ごとに地区愛護委員を選出する。前年度と異
なる委員数となる場合は、事前に企画運営委員会の承認を受けること。

(3) 各地区の内規に準じて委員を決定する。選出方法は別途補足として定める。

(4) 地区愛護委員代表は全地区委員会において互選する。

《 付 則 》

第1条 この規定は、総会において出席者の過半数の議決により変更することができる。

第2条 平成18(2006)年度以前の会計監査委員は、本部役員と同じ扱いとする。

第3条 この規定は、令和2(2020)年2月7日から適用する。

改正履歴

R.6(2024).5.17 改正

【 本部役員選出に関する補足 】

(1) 選出方法

以下の①～③の手順で本部役員を選出する。

- ① 立候補及び推薦を募る。募集開始は 2 学期初日から 10 月末日までの期間のうち選考委員会が決定する日とする。
- ② ①の方法及び期間中に本部役員候補者が定員に満たない場合には、年内までに抽選を行い、定員に満たない候補者数及び補欠者 3 名を選出する。
- ③ 選考委員会は①または②により候補者が選出された場合には、すみやかに各役職を記載した候補者名簿を作成する。

(2) 抽選対象者

役員選出が抽選となった場合、抽選対象者は本校PTA会員（本校教職員を除く）のうち、次の①または②のいずれかに該当し、かつ辞退届を提出していない者とする。

- ① 1 年生～3 年生のPTA会員のうちiポイントが 0 の者
 - ② 4 年生及び 5 年生のPTA会員のうちiポイントが 1 以下の者
- 上記の学年は本校に通う子どもが 2 人以上いる場合には上級学年とする。

(3) 抽選方法

- ① 本部役員選出のための抽選は公開とし、本部役員が立ち会う。
- ② 抽選会当日に欠席した者の代理として本部役員が抽選に参加する。

(4) 免除・辞退事由

以下の①～⑤のいずれかに該当し、選考委員会が定める期日までに辞退届を提出した場合には、本人の意思を尊重する。

- ① 同居世帯に次年度において幼稚園における 3 年保育の対象となる 3 歳児または同年齢以下の乳幼児がいる
- ② 本部役員経験者
- ③ 次年度の保・幼・小・中・高校のPTA本部役員内定者
- ④ 介護、療養、妊娠、ひとり親世帯
- ⑤ 特別な事情がある場合

(5) 守秘義務

選考委員は、選考の過程で知り得たPTA会員の個人情報を外部に漏えいすることは許されない。

(6) 会員名簿

選考委員会は本部役員選出のため、本部役員の協力を得て、選考対象者の名簿を作成することができる。作成した名簿は役員選出後、すみやかに本部役員に返却するものとする。

(7) 選考委員は、会長の許可を得て企画運営委員会に出席し、選考方法等について意見を述べるができる。

(8) この補足は企画運営委員会の承認を得て変更することができる。

(9) この補足は、令和 2(2020)年12月 16 日から適用する。

【 運営委員・選考委員選出に関する補足 】

(1) 選出方法

年度初めに立候補を募る。立候補者が定員より不足する場合は、各学年から運営委員 2 名、選考委員 1 名をめぐり委員歴に応じたポイント数(以下、「iポイント」とする)の少ない順に実情に応じた方法により選出する。

(2) 以下の①～⑤のいずれかに該当し、事前に本部役員に辞退届けを提出した場合には、本人の意思を尊重する。

- ① 同居世帯に本年度において幼稚園における3年保育の対象となる3歳児または同年齢以下の乳幼児がいる
- ② 本部役員経験者
- ③ 本年度の保・幼・小・中・高校のPTA本部役員内定者
- ④ 介護、療養、妊娠、ひとり親世帯
- ⑤ 特別な事情がある場合

(3) 守秘義務

本部役員は、選考の過程で知り得たPTA会員の個人情報を外部に漏えいすることは許されない。

(4) この補足は企画運営委員会の承認を得て変更することができる。

(5) この補足は令和2(2020)年12月16日から適用する。

【 地区愛護委員選出に関する補足 】

(1) 選出方法

各地区の内規に従い委員の選出をする。

(2) 本部役員経験者及び本部役員内定者は、本人より辞退の申し出があった場合には、本人の意志を尊重する。

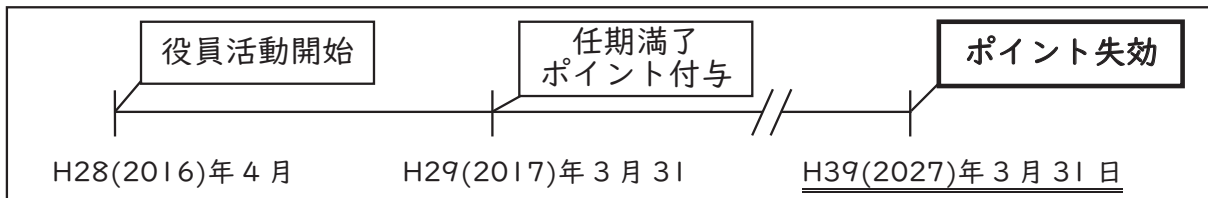
(3) この補足は企画運営委員会の承認を得て変更することができる。

(4) この補足は平成28(2016)年2月12日から適用する。

【^{アイ}iポイントに関する補足】

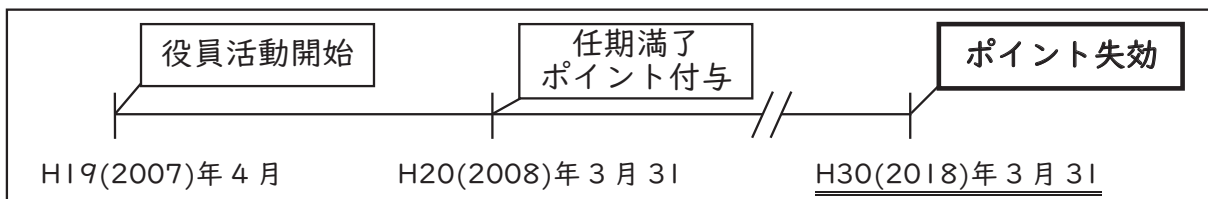
- (1) 各家庭の現在までの委員歴をポイント化したものを「^{アイ}iポイント」という。
- (2) 任期を満了した本部役員は委員免除の対象となるため、「iポイント」は付与されない。
- (3) 任期を満了した運営委員・選考委員及び地区愛護委員は本部役員会において「iポイント」の付与が適正と判断された場合、以下の「iポイント」が付与される。
 - ①運営委員および地区愛護代表並びに選考委員長 1.5 ポイント
 - ②一般地区愛護委員及び一般選考委員 1 ポイント
- (4) 引越し等により任期途中で交代した場合、前任者および後任者それぞれに対し、本部役員会において「iポイント」の付与が適正と判断された場合、以下の「iポイント」が付与される。
- (5) 過去の委員経験者は、本人から本部役員へ委員歴を書面にて申告することによって、それに応じた「iポイント」を加算する事ができる。但し、その内容を本部役員が確認し適正と判断した場合に限る。
- (6) 平成 22(2010)年度以前の委員については、委員歴 1 回につき 1 ポイントの「iポイント」が付与される。
- (6) 「iポイント」の有効期限を、取得した年から 10 年間とする。

(例 1)



・過去のポイントについても、これに準ずる。

(例 2)



- (7) この補足は企画運営委員会の承認を得て変更する事ができる。
- (8) この補足は令和 (2021)年 12 月 15 日から適用する。

改正履歴

H. 13(2001). 5. 14 改正
 H. 16(2004). 3. 4 改正
 H. 18(2006). 3. 6 改正
 H. 19(2007). 5. 14 改正
 H. 22(2010). 2. 18 改正
 H. 23(2011). 9. 27 改正
 H. 26(2014). 2. 28 改正
 H. 27(2015). 3. 13 改正
 H. 28(2016). 2. 12 改正
 H. 29(2018). 5. 12 改正

R.2(2020). 2. 7 改正

R.3(2021).12.15 改正

個人情報取扱規定

(目的)

第1条 この個人情報取扱方法は、宝塚市立売布小学校PTA(以下「本会」という。)が取得・保有する個人情報の適正な取り扱いを定めることにより、事業の円滑な運営を図るとともに、個人情報に関する会員の権利・利益を保護することを目的とする。

(指針)

第2条 本会は個人情報保護に関する法令等を遵守し、個人情報保護法に則って運用管理を行う。活動においても個人情報の保護に努め、個人情報保護法に定められた要配慮個人情報は取り扱わないものとする。

(周知)

第3条 個人情報の取扱方法は、総会資料または通知などにより会員に周知する。

(利用目的)

第4条 本会では個人情報を次の目的のために利用する。

- (1) 児童活動補助費請求、管理等のための連絡
- (2) 文書等の送付
- (3) 本会役員・委員・会員名簿・通学班名簿等の作成

(個人情報の取得)

第5条 本会が取り扱う個人情報とは、PTA会長に書面で提出された次の事項とする。
氏名、電話番号、住所、メールアドレス、児童の情報(氏名、クラス、登校班)で会員本人の同意を得た事項

(同意の取り消し)

第6条 会員は、取得に同意した場合であっても、その後の事情により個別の項目または全ての事項について、同意を取り消すことができる。
2 不同意の申し出があった場合、本会は直ちに該当する個人情報を廃棄または削除しなければならない。ただし、名簿などとして既に配布しているものについては、削除の連絡をすることでこれに替える。

(管理)

第7条 個人情報は、本会が適正に管理する。
2 不要となった個人情報は、適正かつ速やかに廃棄する。

(第三者提供の制限)

第8条 本会は、次に挙げる場合を除き、あらかじめ本人の同意を得ないで、個人データを第三者に提供してはならない。

- (1) 法令に基づく場合
- (2) 人の生命、身体または財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき
- (3) 公衆衛生の向上または児童の健全育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき
- (4) 国の機関もしくは地方公共団体またはその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき

(情報開示等)

第9条 本会は、本人から個人情報の開示、利用停止、追加、削除を求められたときは、法令に沿ってこれに応じる。

(改正)

第10条 この規定は企画運営委員会の承認を得て改正することができる。

《 付 則 》

本規定は、令和元(2019)年7月11日から適用する。

改正履歴

R.元(2019).7.11 制定

R.3(2021).3.17 改正

PTA慶弔内規

- 第1条 弔慰に関する規定
- (1) 会員死亡の場合 香料等 10,000 円
(学校会員の配偶者を含む)
 - (2) 児童死亡の場合 香料等 10,000 円
- 第2条 謝恩に関する規定
- (1) 学校会員の転任・退職
2 年未満 3,000 円相当の贈答品
2 年以上 5,000 円相当の贈答品
 - (2) 学校会員の結婚 2,000 円相当の贈答品

※以上は基準であり、その状況に応じて本部役員会または企画運営委員会に諮り、変更することができる。

改正履歴

S.43(1968). 4. 1 制定
S.43(1968). 11. 5 改正
S.52(1997). 7. 5 改正
S.55(1980). 6. 3 改正
S.59(1984). 4. 12 改正
H. 6(1994). 3. 17 改正
H. 12(2000). 2. 14 改正
H. 23(2011). 9. 27 改正
H. 26(2014). 2. 28 改正
R. 6(2024). 2.26 改正

保護者カード規定

- (1) 保護者カードは、会員全員にPTAより貸与するものである。
- (2) PTA会員は、来校の際には必ずこれを着用しなければならない。
- (3) 忘れた場合は、学校に設置してある予備のカードを着用しなければならない。
- (4) 保護者カードは6年間使用し、児童卒業の際にはPTAに返却しなければならない。但し、卒業生の弟妹が在校している場合は、引き続き使用するものとする。
- (5) 万一紛失した場合は、速やかにPTA本部に連絡し、再発行の手続きを行う。
- (6) 再発行にあたっては、実費(50 円)を徴収するものとする。
- (7) この規定は、企画運営委員会の承認を得て、変更することができる。

改正履歴

H. 16(2004). 3. 4 制定
R. 3(2021). 3. 17 改正